

5 平成20年3月6日付け監査委員告示第4号公表分

(1) 久居総合支所

ア 産業環境課（産業課（当時））

監査の結果	榊原地域観光施設及び環境整備の委託契約については、平成18年度の業務実績を確認できる報告書が提出されていなかったことから、書面により業務の履行実績が明確となるよう指導した。
措置の内容	受託者である榊原温泉振興協会に当該業務に係る実績報告書の提出を指導し、その提出を受けた。

イ 産業環境課（環境課（当時））

(ア) 出張命令簿による手続について

監査の結果	平成19年7月に名古屋市、東京都千代田区へ、同年9月に名古屋市へ職員が出張しているが、出張命令簿による手続が行われていなかったため、適正に処理するよう指導した。
措置の内容	出張命令簿による手続を実施した。

(イ) 行政財産の使用許可について

監査の結果	行政財産使用許可書について、不服申立て等に係る教示がされていないことから、是正を指導した。
措置の内容	平成20年度の使用許可に当たって、不服申立て等に係る教示をした。

(2) 河芸総合支所

ア 総務課（教育委員会 河芸事務所（当時））

監査の結果	河芸体育館において、自動販売機の設置に伴う行政財産（建物）の使用料が、「諸収入・雑入」科目で収入されていたため、適正に処理されるよう指導した。
措置の内容	当該使用料について、平成21年度から「使用料及び手数料」の科目で収入するよう措置を講じた。

イ 産業環境課（生活環境課（当時））

監査の結果	ごみの収集運搬業務については、現在地元2業者と随意契約により委託実施されているが、より公正・公平性を高めるため、今後は競争入札への移行について検討されたい。
措置の内容	当該業務委託契約は、平成21年度から指名競争入札に移行した。

### (3) 安濃総合支所

#### ア 総務課

監査の結果	安濃庁舎に安濃中央公民館が併設され、また、安濃交流会館も隣接していることから、利用者の駐車場の不足しているため、速やかに駐車場整備計画を策定の上、これら施設が有効に利用できるよう所要の対策を進められたい。
措置の内容	平成21年度において、安濃庁舎東側の私有地を賃借し、駐車場整備を行った。

#### イ 総務課 (教育委員会 安濃事務所 (当時))

監査の結果	体育館トレーニング器具保守点検業務委託契約について、その製造業者とされる県外の業者と2号随意契約により締結されているが、他の事業者による点検が可能か否かを確認の上、できる限り競争性が確保されるよう努められたい。
措置の内容	当該業務委託について、多種多様な器具を一括して適正に保守点検できるのは、当該製造業者以外にないことを確認するとともに、当該製造業者が点検することで安全性が確保できることを考慮し、当該製造業者と2号随意契約により締結している。

#### ウ 市民福祉課

監査の結果	国民健康保険料や介護保険料の収納については、訪問徴収、納付指導など滞納整理に努力され、未収金の回収に取り組まれているが、平成19年12月末日現在で約6,225万円の未収金があることから、他の総合支所との合同研修や情報交換を行いながら、悪質な滞納者には今後差押え等の法的措置を講じるなど、より一層徴収率の向上に努められたい。
措置の内容	保険年金課と連携して、納付指導の強化月間を設け、訪問徴収、電話連絡、窓口等での納付指導を行った。 その結果、平成20年度においては、国民健康保険料85件530,790円、介護保険料29件205,980円の納入があり、平成21年度(8月末日現在)においては、国民健康保険料22件486,810円、介護保険料7件81,440円の納入があった。

#### エ 産業環境課 (生活環境課 (当時))

監査の結果	平成19年8月末日現在、安濃墓園の管理料（3,000円／年）6件分18,000円の収入未済額があり、その後の催告書送付や訪問徴収により、うち4件分の納付を確認（同年10月16日時点）したところであるが、今後は早期に全額収納されるよう適時・適切な滞納整理に努められたい。
措置の内容	納付指導を実施した結果、1件は平成19年11月7日に、1件は平成20年2月19日に納付された。

(4) 香良洲総合支所

ア 産業環境課（生活環境課（当時））

監査の結果	香良洲墓園の維持管理について、墓園使用許可証において、使用权の承継をはじめ、重要な使用許可条件が示されておらず、また、墓園使用承継許可証の一部に不備が見られたため、これら許可証様式の見直しを検討されること。
措置の内容	環境保全課と協議し、次のとおり墓園使用承継許可事務の手順を定めた。 ①墓園使用承継許可申請書提出の際、「墓所使用权承継承諾書」を添付すること。 ②許可に係る決裁に当たり、環境保全課の合議とすること。 ③許可後、墓園貸付整理台帳の使用者欄にその旨を記載すること。 ④承継申請時に提出された墓園使用許可証の欄外に、承継許可年月日と承継があったことを記載し、これを返却すること。

イ 産業環境課（産業建設課（当時））

監査の結果	香良洲町地内道路路肩除草業務の委託については、当年度から施工場所を2箇所に分割して発注されたが、一括発注した平成18年度契約に係る1平方メートル当たり単価相当額に比べ1.5倍以上増高したことから、予算の効率的な執行を図るため、分割発注の見直しについて検討されたい。
措置の内容	平成20年度から当該業務委託は津南工事事務所が所管しており、同年度から一括発注による業務委託を実施している。

(5) 一志総合支所

ア 総務課（とことめの里一志）

監査の結果	とことめの里一志（一志温泉）維持管理について
-------	------------------------

	<p>①食堂の賄材料（当年度予算額 1,034 万円）の調達に当たっては、できる限り余剰材料が生じないように、また速やかな解消に一層努められること。</p> <p>②同種の施設が民間事業者により相当経営される中、一志温泉においても一層の経営改善に努められること。</p>
措置の内容	<p>次のとおり措置を講じた。</p> <p>①食堂のメニューごとの売上状況を把握し、食材購入量の調整を行っている。</p> <p>②平成 21 年 6 月から職員（正規、再任用、嘱託職員）の時差出勤を行うことにより、時間外手当の削減を図った。</p>

#### イ 市民福祉課

監査の結果	<p>高齢者生活支援事業（見守りケーブル）について、同事業は、一人暮らし高齢者を対象に、テレビ電話により利用者の安否確認を行うもので（福）津市社会福祉協議会に委託し、実施されているが、利用者 8 人に対し、1 人当たりの年間事業費は約 21 万円となることから、緊急通報装置の設置又は他の地域福祉サービス等への移行について検討されたい。</p>
措置の内容	<p>利用者全員の理解を得た上、平成 20 年度をもって当該事業を廃止し、緊急通報装置事業に移行した。</p>

#### (6) 美杉総合支所

##### ア 総務課（教育委員会 美杉事務所（当時））

監査の結果	<p>フットパーク美杉内テニスコート施設の市外の利用者に対する使用料の徴収に不備が見られたので、適正に取り扱うよう指導した。</p>
措置の内容	<p>津市運動施設の設置及び管理に関する条例に定めのないまま、市外の利用者から使用料の 2 倍の額を徴収していたことについて、同条例に根拠規定を設けるため、同条例の一部を改正した。</p>

##### イ 総務課（生活環境課（当時））

監査の結果	<p>平成 18 年度結婚推進住宅利子補給金申請書の添付書類として、平成 13 年に発行された借入金償還証明書が添付されているものが見られたが、当該書類では償還状況が確認できないことから、所要の是正をされたい。</p>
-------	---

措置の内容	当該利子補給金交付申請の際に、当該利子補給期間に係る利子の支払額が確認できる証書類を添付することとし、償還状況を確認するよう改めた。
-------	--

(7) 教育委員会事務局

ア 教育総務課

監査の結果	幼稚園保育料に係る収入未済額の平成19年度への繰越手続きにおいて、調定期及び収入の所属年度に一部誤りが見られたので、今後、適正に処理するよう指導した。
措置の内容	平成19年度以降の決算における収入未済額（滞納繰越分）について、それぞれ翌年度の歳入として4月に調定した。

イ 学校教育課

監査の結果	児童・生徒の健康診断における心臓検診業務契約について、1人当たりの手数料単価をもって2号随意契約で締結されているが、手数料の構成要素（心電図検査料・判読料・指導料）を踏まえ、価格の妥当性について明確にされるよう検討されたい。
措置の内容	児童・生徒1人当たりの心臓検診業務手数料の見積書の徴取に当たり、受託業者（医師会）に係る心電図検査料と、医師が担当する判読料・指導料を明確に区別して記載するよう改善した。

ウ 生涯学習課（文化課（当時））

監査の結果	美杉ふるさと資料館については、指定管理者である美し郷霧山施設管理運営協議会が管理運営を行っているが、平成18年度の利用者は1,923人（約6.3人/開館日）で、当該年度に約120万円の余剰金が生じていることから、当該余剰金の有効利用などによって一層効果的な施設運営が行えるよう望むものである。
措置の内容	当該余剰金について、施設の修繕費のほか、来館者の増加を図るための自主事業の実施に当たり、FM放送等での広告宣伝費に充当し、有効に活用している。

エ 津図書館（河芸図書館・安濃図書館・美杉図書室を含む。）

監査の結果	重要物品等の管理において、津図書館のカラービデオカメラ2台（重要物品）、デジタルオーディオデッキ1台等、安濃図
-------	---

	<p>書館の業務用ビデオデッキ3台のうち2台は、平成18年度及び平成19年度9月末日現在の利用実績がないことから、その有効利用等について検討されたい。</p>
措置の内容	<p>津図書館のカラービデオカメラ2台について、他課での利用を検討したが、老朽化が著しく、また、現状の放送等に対応できる性能がないことから、平成21年10月9日に廃棄の手続をした。</p> <p>デジタルオーディオデッキ2台と業務用ビデオデッキ3台についても、老朽化が著しく使用に耐えないため、平成21年10月9日に廃棄の手続をした。</p>

オ 河芸事務所

監査の結果	<p>河芸中央公民館において、自動販売機の設置に伴う行政財産（建物）の使用料が、「諸収入・雑入」科目で収入されていたので、適正に処理されるよう指導した。</p>
措置の内容	<p>当該使用料について、平成22年度の歳入予算から「使用料及び手数料」科目で予算計上するよう措置を講じた。</p>

カ 安濃事務所

(ア) 放課後児童健全育成施設「さくらんぼクラブ」の維持管理について

監査の結果	<p>同クラブの維持管理は、外部委託されているが、当該契約書において、制定されていない「条例の改廃」による契約解除条項があったことから、是正を指導した。</p>
措置の内容	<p>平成20年度の当該業務委託契約において、該当条項を削除した。</p>

(イ) 備品の管理について

監査の結果	<p>ビデオカメラ3台、スライド映写機1台等、体育館のビデオカメラ3台は、平成18年度及び平成19年度9月末日現在の利用実績がないことから、その有効利用等について検討されたい。</p>
措置の内容	<p>老朽化が著しく使用に耐えないスライド映写機等は廃棄処分をし、使用可能なビデオカメラは、学校における教育活動の実践記録等に利用することとした。</p>

キ 香良洲事務所

監査の結果	<p>学校教育施設・社会教育施設の警備保障業務の委託について</p>
-------	------------------------------------

	は、予約事項により平成19年4月26日に契約を延長されていたが、経常的かつ継続的な業務であることから、今後は長期継続契約の締結により適切な事務の執行に務められたい。
措置の内容	当該業務委託契約について、平成20年度から5年間の長期継続契約により締結した。

(8) 市立学校・幼稚園

ア 給食費の滞納について

監査の結果	給食（牛乳給食を除く。）を実施する26の学校等のうち、8校において、平成18年度末現在、47件・約33万円相当（学校等提出資料による集計）の滞納があったが、その一部は未だに納入されていないため、給食費に係る債権は2年の短期消滅時効（ただし、援用を要する。）であると解されることから、早期に有効な対策が講じられるよう望むものである。
措置の内容	該当する学校において、家庭訪問や文書による納付の催告を行っており、平成18年度滞納分は、平成21年10月末日現在、6校で35件177,940円に減少した。

イ 学校における毒物・劇物の管理について

監査の結果	<p>多くの学校において、不備が見られたことから、次のとおり是正を指導したが、適切な管理が必要とされることから、速やかに対策を講じられるよう望むものである。</p> <p>①毒物・劇物保管庫及び容器に、「医薬用外毒物」・「医薬用外劇物」の表示がされていないものがあったので、的確に措置されること。</p> <p>②劇物保管庫に一般薬品が、一般薬品保管庫に劇物が混在していたものがあったので、是正されること。</p> <p>③毒物・劇物管理記録簿に使用量、使用者等の記入がなく、実際の残量が管理記録の残量表示と一致しないものがあったので、正確に表示されること。</p> <p>④毒物・劇物保管庫の転倒防止策が講じられていないものがあったので、必要な措置を講じられること。</p>
措置の内容	<p>次のとおり措置を講じた。</p> <p>①指摘のあった学校に適正表示の是正措置を指示し、各校から措置済みの報告を受けた。</p>

	<p>②指摘のあった学校に混在保管の是正措置を指示し、各校から措置済みの報告を受けた。</p> <p>③指摘のあった学校に記録内容等の是正措置を指示し、各校から措置済みの報告を受け、平成21年度から各学校で使用する管理記録簿の様式を変更した。</p> <p>④すべての小中学校に対し、転倒防止策の措置を指示し、各学校から措置済みの報告を受けた。</p>
--	--

ウ その他の事務処理等について

(ア) みさと幼稚園における現金の取扱いについて

監査の結果	<p>保育料集金後の指定金融機関等への納入について、翌日処理が多いことから、当日に納入できるよう措置されることともに、現金、領収印等の保管金庫の鍵の保管場所については、より安全な場所に保管されるよう指導した。</p>
措置の内容	<p>幼稚園保育料の徴収方法を、平成20年4月分から口座振替によることとし、預かり保育料については、現金で集金後、直ちに金融機関にて納入することとした。</p> <p>現金保管金庫の鍵の保管については、より安全な保管場所に変更した。</p>

(イ) 一志中学校・高岡小学校における契約事務について

監査の結果	<p>予定価格調書における消費税の記載方法に誤りがあったため、是正を指導した</p>
措置の内容	<p>予定価格調書に消費税記入欄を設けた。</p>